

(平成24年4月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和61年10月1日から同年11月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年11月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和61年11月1日から62年1月20日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日の記録を61年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月1日から62年1月20日まで
② 昭和62年6月1日から平成8年4月1日まで

申立期間①について、昭和61年11月から12月の間に会社名がA社からB社に変更され、事業主も代わったが、自分の仕事や職責、給与には何も変更は無かった。雇用保険の記録のとおり継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。申立期間②について、B社に勤務した期間の給与は44万円で固定されていたが、標準報酬月額の記録が44万円から22万円、16万円、9万8,000円に低下している。離職票のとおり標準報酬月額の記録を44万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和61年10月1日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和61年10月1日の後の62年1月30日付けで、遡及して61年10月1日と記録されていることが確認できる。

また、A社において取締役であった者は、「A社は業況不振であった。」と述べている上、申立人は、「会社から、保険料の支払いが厳しかったので、遡って厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続を行ったと聞いた。」旨供述していることから、当時、同社が社会保険料の納付に苦慮していたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同様に資格喪失日を遡及して昭和61年10月1日と記録されている者が7人いることが確認できることから、同年10月1日において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同日に同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、適用事業所に該当しなくなった後に、申立人の資格喪失に係る処理を遡及して行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である昭和61年11月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年9月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和61年11月1日から62年1月20日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の供述から、申立人は、B社で勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA社からB社に移籍した同僚二人は、「移籍に際して仕事内容、給与額に変更は無かった。」旨供述している上、同社の事業主は、「申立期間において44万円に基づく保険料を控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和62年1月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、B社は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社の登記簿謄本の役員数及び同僚の供述から、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら社会保

険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、昭和62年6月1日付け随時改定により、44万円から22万円に、平成元年10月1日付け定時決定により、22万円から24万円に、4年10月1日付け定時決定により、24万円から16万円に、同年11月1日付け随時改定により、16万円から9万8,000円に改定されていることが確認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「厚生年金保険料の滞納額の増加を回避するために、実際の給与より低額の報酬月額を届け出たが、申立人の給与は、申立人が退職するまで44万円で固定していた。」と供述している上、申立人から提出された雇用保険被保険者離職票から、申立人は、B社の離職日以前6か月間において、標準報酬月額44万円に相当する給与が支給されていることから、申立人の給与は、申立期間②において標準報酬月額44万円に相当する額が支給されていたことがうかがえる。

また、事業主は、「実際の給与額に基づいた厚生年金保険料を控除していた。」と供述をしているところ、同僚が提出した平成5年度市民税・県民税賦課明細書によると、オンライン記録よりも多くの保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められ、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際に給与より低額の報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は34万3,000円、申立期間②は20万円、申立期間③は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年7月15日
③ 平成19年12月8日

A社から支給された平成18年12月15日、19年7月15日及び同年12月8日の賞与の記録について、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社より提出された賞与一覧表から、申立人は、申立期間①は34万3,000円、申立期間②は20万円、申立期間③は20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 29 年 9 月 25 日まで
A社 (現在は、B社) の厚生年金保険加入記録が無いが、父親と一緒に勤務していたので申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と同じ仕事に従事していた同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時、A社において勤務していた複数の同僚は、入社日から3か月ないし2年遅れて厚生年金保険の資格を取得した旨の供述をしており、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B社に照会したものの、回答は得られない上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の父親の厚生年金保険の記録は確認できるものの、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 8 月 21 日まで
夫が代表取締役を勤める A 社において監査役として、経理事務、給与計算、出荷業務に従事した。平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 8 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額が 9 万 2,000 円に変更されている。当時会社の社会保険料に未納があった。申立期間の標準報酬月額を遡及訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成 8 年 10 月から 9 年 7 月までは 41 万円、同年 8 月から 10 年 7 月までは 30 万円と記録されていたところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 8 月 21 日の後の同年 9 月 4 日付けで、9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、商業登記簿謄本によると、A 社の監査役として在籍していたことが確認できる。

また、事業主及び関与社会保険労務士は、「申立人は、当時役員であり、給与計算及び社会保険の責任者だった。」と回答していることから、申立人は、厚生年金保険に係る届出事務について権限を有しており、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A 社の監査役であり給与計算及び社会保険業務の責任者であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 8 月 21 日まで
A社に代表取締役として勤務していた。平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 8 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額が 9 万 2,000 円に変更されている。当時、会社の社会保険料に未納分があり、社会保険事務所（当時）の指導により書類にゴム印を押した。申立期間の標準報酬月額を遡及訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成 8 年 10 月から 9 年 7 月までは 83 万円、同年 8 月から 10 年 7 月までは 50 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 8 月 21 日の後の同年 9 月 4 日付けで、9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、商業登記簿謄本によると、A社の代表取締役として在籍していたことが確認できる。

また、申立人は、「会社の保険料に未納分があり、社会保険事務所が持って来た書類にゴム印を押してしまった。」としていることから、申立人が、代表取締役として申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正について関与しているものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間の一部の給与明細書を発見した。給与明細書の厚生年金保険料額を確認したところ、給与額より保険料が少ないので、B年金事務所に確認したところ、標準報酬月額が変更されていることが分かった。上記の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額が相違していることを申し立てているところ、申立期間のうち、昭和 40 年 5 月から 41 年 2 月までの期間、同年 4 月、同年 5 月、同年 7 月及び同年 8 月について、申立人が所持する給与明細書からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を得ていたことは確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

上記の給与明細書より、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額となっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 41 年 3 月、同年 6 月及び同年 9 月について、申立人は給与明細書を所持していない上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、A社で勤務した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人の申立期間における標準報酬月額とほぼ同額で推移しており、これらの同僚の記録と比べ、申立人の標準報酬月額のみが低額であったという事情は見当たらない。

このほか、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。